

覚 書

香芝・王寺環境施設組合(管理者 福岡憲宏、以下「甲」という。)と香芝市(市長 福岡憲宏、以下「乙」という。)とは、香芝市尼寺615番地に新たに設置する廃棄物焼却場及び廃棄物処理施設等(以下「焼却場等」という。)の建設同意に際し、周辺地域の4自治会が要望していた関連事業について、次の各事項を相互に確認し、合意する。

- 1 焼却場等の新設に当たって周辺地域の4自治会がそれぞれ要望していた関連事業は、別表のとおりである。
- 2 (1) 甲は、乙が行い、行う予定の別表の各関連事業をいずれも香芝・王寺環境施設組合事務処理に係る条例(令和3年香芝・王寺環境施設組合条例第1号)第2条第3号の甲自らが行うべき事務の事業と認め、乙が当該各関連事業に負担又は支出した別表償還金額欄記載の費用を乙に償還する。ただし、別表中3から6までの各関連事業については、訴訟や調停などの法的救済措置による償還の場合を除いて、それぞれ甲乙協議して償還金額を定めた後の償還とする。
(2) 前号における償還の方法は、双方の協議によりこれを定めるが、支払期限については、乙の請求時から20年以内とし、それを限度として双方の協議により定めた年数に分割して支払うことができる。
- 3 焼却場等の操業運営期間中に新たに生じる関連事業の施設・道路の維持補修等の経費負担については、甲乙誠意をもって今後協議を行っていくこととする。
- 4 この覚書に疑義が生じた場合若しくはこの覚書に定めのない事項が生じたときは、甲・乙誠意をもって協議の上、定める。
- 5 この覚書で定める甲乙間の各協議については、その進捗状況がそれぞれの訴訟や調停などの法的救済措置の追行を妨げるものではない。

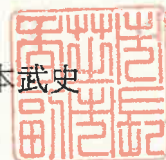
この覚書の証として、本書2通を作成し、甲乙押印の上各自1通を保有するものとする。

令和4年10月26日

甲 香芝・王寺環境施設組合
管理者 福岡憲宏



乙 香芝市
指定代理人 副市長 堀本武史



別表

番号	事業内容	償還金額 (事業費用金額)	要望自治会	事業状況
1	地域交流センター整備事業 設置場所 香芝市白鳳台 1 丁目 14-1 規模等 総床面積約 600 m ²	1億 762万 1,520円 (2億 3,119万 4,520円)	白鳳台	完了
2	道路新設事業 設置場所 香芝市尼寺 3 丁目地 内 (尼寺菰池東側) 規模等 道路延長 約 160m 道路幅員 5.0~6.0m	7,833万 8,476円 (1億 7,431万 56円)	尼寺	完了
3	道路拡幅事業 事業箇所 市道 1-22 号線 (香芝市今泉地内) 規模等 道路延長 約 70m 道路幅員 約 5m	甲乙協議して定める額 (約 4,500万円)	下寺	未了
4	道路拡幅事業 事業箇所 市道 1-28 号線 (香芝市平野地内) 規模等 道路延長 約 100m 道路幅員 約 5m	甲乙協議して定める額 (約 1億 4,600万円)	平野	未了
5	道路新設事業 (都市計画道路 畑分川線 1 工区【王寺町美しヶ丘から美 濃園進入路まで】)	甲乙協議して定める額 (約 13 億円)	白鳳台 尼寺 下寺 平野	未了
6	スポーツ公園整備事業 (市北地域の公益施設)	甲乙協議して定める額 (約 96 億円)	白鳳台 尼寺 下寺 平野	未了